

刑法 (配点 60 点)

【出題趣旨】

・甲の罪責について

甲は警視庁 A 警察署に勤める公務員であるが、X より警視庁 C 署の捜査状況を調べてほしいとの依頼を受けたことに対し、その報酬として金銭を要求した上、妻の乙を介して金銭を受け取っている。本問では、この甲の行為について刑法 197 条 1 項の受託収賄罪が成立するかが問われている。

評価にあたっては、受託収賄罪の各構成要件要素について適切に説明をし、問題文の事実を抽出したあてはめ評価ができていないかが問われている。各構成要件要素の説明においては、特に、X による C 警察署の捜査状況を調べてほしいとの依頼が、甲において「その職務に関し」て賄賂を約束・收受したことになるかという点につき、適切に論じられていることが求められる。

また、その他の構成要件要素となる、同罪の実行行為にあたる事実がどれか、請託・賄賂とは何か、請託を受けたといえるか、故意等についても、それぞれ説明し、問題文から事実を抽出したあてはめ評価がなされているかが問われている。

・乙の罪責について

甲に受託収賄罪が成立することを前提として、乙には同罪につきいかなる共犯（広義）が成立するか。問題文中に示された①の見解、②の見解について説明しつつ、自身の結論を適切に論じられていることが求められる。

ここでは、受託収賄罪が真正身分犯であるところ、身分を有しない乙が真正身分犯の正犯たりうるかという点が主たる問題として問われている。

通説・判例が採用する見解によれば、身分を有しない者であっても身分を有する者と共同して真正身分犯を実現させることが可能であるとの見地から、身分を有しない者であっても、真正身分犯の共同正犯の成立を認めることができるとする。この見解を採用すれば、①の見解である「乙に受託収賄罪の共同正犯が成立する」との結論を導くことが可能となる。この場合には、65 条 1 項の身分犯の共犯規定を適用し、「共犯」には「共同正犯」も含まれることを論じつつ、共同正犯の成立要件を適切に論じる必要がある。

これに対し、65 条 1 項の「共犯」には共同正犯は含まれず、狭義の共犯のみが成立するとの立場からは、乙が金銭を要求する場に立ち会っていたり、甲の代わりに金銭を受け取ったりした行為につき、同罪の幫助犯の成立にとどまると解されることになる。この見解を採用すると、②の見解である「乙に受託収賄罪の幫助犯が成立する」との結論を導くことが可能となる。

乙の罪責検討においては、65 条 1 項の「共犯」の意義について共同正犯を含むものか否かといった点を中心に、問題文中の①及び②の結論へと至る各学説の説明を行いつつ、最終的な自身の結論が論じられているかといった点が評価の対象になっている。

以上